

特集

歴史戦

ウソの主張に反論しなければ、虚偽が本当の、として通用しかねない。しつゝこと謂われようとも、ウソの言説に反論していく。

特集 歴史戦

韓国の国連“工作”に 官民あげて対抗せよ



大阪市立大学名誉教授

山下英次

国連の場で、本件に対する有効な対抗策を講じるべきである。

国連「特別手続き」とは

民弁は、韓国の現大統領の文在寅や元大統領の盧武鉉が参加していた極左の弁護士団体であるが、今回はそうした団体が合計七組の国連の「特別手続き」の資格保有者に対する陳情を行った。

その「特別手続き」とはどのよ

韓国の極左系弁護士団体の「民主社会のための弁護士会」（民弁）は、昨年十月三十日、ソウルで記者会見を開き、いわゆる「徵用工」問題に関し、国連の「特別手続き」（Special Procedures, SP）を利用して、日本政府並びに新日本製鉄住金（現・日本製鉄）と三菱重工業の二社を加害者として、陳情（申請）を行ったことを明らかにした。もし国連の特別報告者が

被害者企業二社などと連携して、

などがこの陳情の取り上げを決めると、二〇一六年の言論の自由に関する国連特別報告者のデービッド・ケイのときのように、誰かSP資格保有者（Mandate Holder）が日本に訪問調査にやってくることになり、その後、またしても、事実に反する内容で、なおかつ日本を貶めるような報告書が作成される可能性が高い。日本政府は、

かにした。もし国連の特別報告者が、被害者企業二社などと連携して、

うなものであろうか。「特別手続き」は、国連人権理事会(UNHRC)の下にあり、人権問題に関する被害者もしくはその代理人が、加害者を特定して国連に被害を訴えるいわば「駆け込み寺」のような枠組みである。特別報告者は、比較的よく知られた存在であるが、実は、国連「特別手続き」で案件を審査するSP資格保有者には、そのほかに、独立エキスパート(I-E)とワーキング・グループ(WG)があり、計三種類が存在する。特別報告者と独立エキスパートはそれぞれ一名であるが、ワーキング・グループは各五名によって構成される。テーマごとに現在、合計五十六組のSP資格保有者が存在する。その内訳は、ワーキング・グループが六つ、特別報告者が四十人、独立エキスパート

が十人であり、合計八十名ものSP資格保有者が存在する。

被害を訴え出たい者は、自分の領域に合致したテーマを担当するSP資格保有者を特定して、訴えを提出する仕組みである。SP資格保有者の新設と任命は、人権理事会(理事国四十七カ国)の議を経て行われるが、個々の案件を取り上げるか否かは、SP資格保有者の裁量次第である。常に、非常に多数の陳情が寄せられていると言われば、その中からSP資格保有者が採否を決めることになるが、特に陳情がなくても、SP資格保有者自身の問題意識で取り上げられることもあるようである。

調査の結果、発表されるSP資格保有者の報告書は、あくまでも独立したSP資格保有者個人の見解という位置づけであり、国連の

が十人であり、合計八十名ものSP資格保有者が存在する。

被害を訴え出たい者は、自分の領域に合致したテーマを担当するSP資格保有者を特定して、訴えを提出する仕組みである。SP資格保有者の新設と任命は、人権理事会(理事国四十七カ国)の議を経て行われるが、個々の案件を取り上げるか否かは、SP資格保有者の裁量次第である。常に、非常に多数の陳情が寄せられていると言われば、その中からSP資格保有者が採否を決めることになるが、特に陳情がなくても、SP資格保有者自身の問題意識で取り上げられることもあるようである。

調査の結果、発表されるSP資格保有者の報告書は、あくまでも独立したSP資格保有者個人の見解という位置づけであり、国連の

我が國はどのように対抗すべきか

徴用工訴訟に関する韓国の原告側弁護団は、かねて、この問題を国

など合計七組のSP資格保有者に対して陳情を行った。これら七組のSP資格保有者が興味を持てるカウンターとして昨年七月、国連内で徴用工に関するサイド・イベントを開催した。これには、いま日韓両国でかなり大きな注目を集めている本『反日種族主義』の執筆者の一人である韓国落星台経済研究所の李宇衍(イ・ウヨン)、端島(軍艦島)の元住民の坂本道徳、iRICHIの元住民の坂本道徳、iRICHI上席研究員の松木國俊の三人がスピーカーとして参加した。『産経新聞』の一面トップで報道されるなど、幸い大きな反響があつた。

今回、韓国側は、ようやく民弁が国連への働きかけを行つたわけである。民弁は、奴隸制の現代的形態に関する特別報告者、人身売買に関する特別報告者、恣意的な拘留に関するワーキング・グルー

団体が「慰安婦と日本軍の規律に関する文書」をカウンター申請した。同じテーマについて、主張の全く異なる二つの登録申請に直面したユネスコは、一七年十月、登録判断を留保し、二つの申請団体に対話を促すことに決定した。対話は、いまだに実現していないが、ユネスコは、日本政府などが求めて受け入れることを約束しているので、七組のSP資格保有者の中いちずれかが調査の開始を決めれば、日本への訪問調査の実施とそれに基づいた報告書の作成が実現してしまうことになる。

これに対抗するには、二〇一六年から一七年にかけてのユネスコ世界の記憶(MoW)の経験が大変参考になる。一六年五月、「慰安婦=性奴隸」説を唱える中韓を中心とする八カ国十四団体による「慰安婦の声」の登録申請に対して、『慰安婦』公娼説を唱える日米四

報告書ではないが、世間一般には、あたかも国連のお墨付きを得た報告書であるかのように受け止められ、現実には非常に大きな国際的影響力を持つてしまう。例えば、一九九六年の「クマラスワミ報告」や一九八八年の「マクドゥーガル報告」が、その最たる例であり、これらの慰安婦に関する偽りのストーリーに基づいた極めて低劣な内容の報告書が様々なところで引用され、長年、日本の国と国民を貶めてきた。ちなみに、クマラスワミ(スリランカ)も、マクドゥーガル(米国)も、いずれも女性の特別報告者であった。

て、関連の国連S.P.資格保有者に對して陳情（申請）を行うべきである。韓国民弁が陳情してからすでに五カ月が経過しているわけであり、迅速に行動すべきである。

「日本統治不法論」は言語道断

韓國大法院（最高裁判所）は、二〇一八年、新日鉄住金と三菱重工に対し、第二次世界大戦中に朝鮮人を強制労働させたとして、被害者への賠償を命じる判決を下した。大法院の判決理由は「日本による朝鮮半島統治は不法な植民地支配であり、その植民地支配に協力した日本企業による強制労働も不法である。不法に強制労働された被害者には個人的に慰謝料の請求権が残されている」というものである。すなわち、これは一九一〇年から四五年までの日本の朝鮮

半島統治それ自体が違法であったとするいわゆる「統治不法論」が論拠となっている。
しかし、もし仮にこの「統治不法論」が罷り通るとすれば、世界秩序は根底から崩壊の危機に瀕することになるわけであり、言語道断である。十六世紀後半から始まつたヨーロッパ諸国による植民地獲得の動きは、特に十九世紀を通じて一層高まりを見せ、第一次世界大戦が始まる直前には、世界全体の八四%を、歐米諸国による植民地が占めるまでになっていた。もし仮に、日本の朝鮮半島統治が違法とされば、世界各地で、そうした動きが広がることになり、世界は大混乱に陥るであろう。

そもそも、戦前の日本による台湾および朝鮮統治は、ヨーロッパの植民地とは全く異なる。ヨーロッパ人にとって、植民地は、ただ搾取の限りを尽くす対象でした。ただ、インフラの整備も教育もおろそかにされた。しかしながら、日本の統治下では、インフラの整備に力が入れられ、産業振興も行われ、台湾、朝鮮とともにその間、世界的にも有数の飛躍的な経済発展を遂げた。朝鮮では、李朝時代の五百年に人口はほとんど増えなかつたが、日本統治下の三十五年間に二倍になった。台湾でも日本統治下の一八九五年から一九四五年にかけての五十年間に人口が

二・五倍以上になつた。台北とソウルには大阪や名古屋より先に、エリート教育のための帝国大学が設立された。こうしたことば、ヨーロッパ諸国の植民地では全く考えられないことであつた。このように、日本統治下の台湾や朝鮮は、植民地ではなく、みな日本国民であつたわけであり、合邦もしくは国家連合というべきものであつた。

日本統治下における朝鮮の実情の素晴らしさについては、英語の学術書もいくつか存在する。

戦時の労働動員は 国際的にも合法

韓國大法院判決の「日本企業が

朝鮮人労働者を不法に強制労働させた」という主張も、全くの間違いである。

一九一〇年に「日韓合邦」が行

われて以来、安い労働力が日本本土に流れ込むことを防ぐために、朝鮮半島から日本本土への出稼ぎは厳しく制限されていた。ところが三七年に日中戦争が勃発し、多くの日本人男性が戦地へ赴いたところから国内の基幹産業において人手不足をきたしたため、朝鮮人労働者の日本本土への渡航制限を緩和することとなり、三九年から「自由募集」という制度が導入された。これによつて各企業の採用担当者が朝鮮半島に出向き、直接就職希望者を募集することが可能となり、この制度を利用して日本へ渡航する場合、渡航手続きも簡素化された。

第二次大戦がはじまるとき、炭鉱などでの人手不足がさらに深刻となつたため、四二年に「官斡旋」という制度がスタートした。これは

朝鮮の行政組織を通して労働者を募集する制度であり、その目的は派遣先での給与や待遇について公官庁が責任を持つことで、安心して応募できるようにしたものである。この制度では、希望者は家族を同伴させることも可能であった。「自由募集」及び「官斡旋」の両制度の下では、応募するか否かは本人の自由であり、当然、応募しないことに対する罰則もなかつた。

韓國大法院は「原告を不法に強制労働させ酷使した」として日本製鐵に賠償金支払いを命じたが、実は原告たちは、「自由募集」及び「官斡旋」の制度の下、自ら希望して日本製鐵に就職し、日本人と共に通常の業務に就いており、正当な賃金が支払われていた。韓國大法院が、事実関係を全く検証しないまま不正当な判決を下したこと

ツバの植民地は、古くは、砂糖プラントーションに代表されるように、アフリカから大量の奴隸を中南米に連れてきて、強制的に働かせ、ただ一つの商品作物を作らせるなど極めて非人道的なものであつた。奴隸制が禁止されて以降も、ヨーロッパ人にとって、植民地は、ただ搾取の限りを尽くす対象でした。ただ、インフラの整備も教育もおろそかにされた。しかしながら、日本の統治下では、インフラの整備に力が入れられ、産業振興も行われ、台湾、朝鮮とともにその間、世界的にも有数の飛躍的な経済発展を遂げた。朝鮮では、李朝時代の五百年に人口はほとんど増えなかつたが、日本統治下の三十五年間に二倍になった。台湾でも日本統治下の一八九五年から一九四五年にかけての五十年間に人口が

が、このことからも明らかである。さらに第二次大戦末期には、本土であらゆる産業で人手不足となつたことから、四四年九月にはそれまで朝鮮半島に対しては猶予されていた「徴用」が発令され、その後、半年間のみ実施された。本土の日本人に対しては三九年より「徴用」が発令されており、当時、日本国民であった朝鮮人に「徴用」を発令することは、法律上当然の处置であった。朝鮮半島からの徴用者は「強制労働者」ではなく、あくまで単なる「戦時労働者」であった。

また、戦時における「徴用」は労働問題を律する国際法である ILO（国際労働機関）の「強制労働条約」（日本は三三年十一月に批准）にも抵触しない。したがって、日本政府が行つた戦時における朝鮮半島からの労働者の動員は、国

内法からみても、国際法からみても、全て合法的なものであった。これまで朝鮮半島に対しては猶予されていていた「徴用」が発令され、その後、半年間のみ実施された。本土の日本人に対しては三九年より「徴用」が発令されており、当時、日本国民であった朝鮮人に「徴用」を発令することは、法律上当然の处置であった。朝鮮半島からの徴用者は「強制労働者」ではなく、あくまで単なる「戦時労働者」であった。

また、戦時における「徴用」は

日韓両国は一九六五年六月に「日韓基本条約」及びその付随協定を締結し国交回復を実現した。日韓間の請求権問題はこの付隨協定の一つである「日韓請求権・経済協力協定」によつて個人の請求権も含めて「完全かつ最終的」に解決している。

この協定によつて日本側は、国際法上、日本人に所有権がある戦後朝鮮半島に残された日本資産（現在の価値に直して韓国側だけでも七百三十七億ドル）を全て放棄し、さらに無償援助三億ドル、有償援助二億ドル、民間借款三億ドル、合計八億ドルを韓国側へ供

与することが取り決められ、実行された。六五年度の韓国の国家予算は三億五千万ドルであり、八億ドルはその二・三年分に相当する。しかもこの時点では、日本の外への支援に充当したことになる。

韓国大法院の判決は、過去を全て清算するために六五年に日韓間で締結され、戦後の新たな日韓関係の基盤を作つた「日韓請求権・経済協力協定」を反故にするものであり、「裁判所は国際条約を破つたり、外交関係を損ねる判決を出すべきではない」という「司法自制の原則」にも明らかに違反する。

韓国は日本を差別している

韓国では「日帝強占下反民族行為真相糾明に関する特別法（以下

親日行為の対価ではないと主張する子孫は、そのことを自ら明らかにする立証責任を負わされた。百年前の祖先の行為が親日行為の対価であったか否かを立証することは事実上不可能であり、ほとんどが政府側の一方的決定を受け容れざるを得なかつた。

この特別法は近代国家ではありえない遡及法であり、下記の韓国憲法第十三条の第二項及び第三項にも違反している。

・ 第二項：「全ての国民は遡及立

法によって、參政権の制限を受けない遡及法であり、下記の韓国憲法第十三条の第二項及び第三項にも違反している。

・ 第三項：「全ての国民は自分の行為でない親族の行為によつて、不利益な待遇を受けない。」

ところが、韓国憲法裁判所は二〇一八年十一月に行われた国連（ICERD）に違反している。また、我々国際歴史論戰研究所は、撤廢委員会（CERD）の韓国審査の際、同委員会宛てに意見書を提出し、〇五年の「特別法」が、

特別法」が、盧武鉉政権下の二〇〇五年十二月二十九日に発効され、この法律に基づいて大統領直属の国家機関として「親日反民族行為者財産調査委員会」が設立された。同委員会は、日韓併合時代に親日行為で民族を裏切り、不当な財産を得た人物として百六十八人をリストアップし、これらの人々から相続した土地などの財産二千百六億ウォン（約二億ドル）をその子孫から没収し国家に帰属させることを決定した。

特別法第二条第二号の後段では、「一九〇四年の日露戦争の開戦から四五年八月十五日までに、親日反民族行為者が取得した財産は、親日行為の対価として取得されることを決定する」とあり、「推定有罪」の法論理が適用されている。

親日行為の対価ではないと主張する子孫は、そのことを自ら明らかにする立証責任を負わされた。百年前の祖先の行為が親日行為の対価であったか否かを立証することは事実上不可能であり、ほとんどが政府側の一方的決定を受け容れざるを得なかつた。

この特別法は近代国家ではありえない遡及法であり、下記の韓国憲法第十三条の第二項及び第三項にも違反している。

・ 第二項：「全ての国民は遡及立法によって、參政権の制限を受けたり、財産を剥奪されない。」

この一三年の韓国憲法裁判所の判決も、先に述べた一八年の大法院判決も、明らかに、「一九六九年一月発効の「国際人種差別撤廢条約（ICERD）に違反している。また、我々国際歴史論戰研究所は、撤廢委員会（CERD）の韓国審査の際、同委員会宛てに意見書を提出し、〇五年の「特別法」が、

「国際人種差別撤廃条約」の第二条第一項に違反していると指摘するとともに、国連人種差別撤廃委員会は、韓国政府に対して、いわゆる親日反民族行為者の人たちの名誉の回復と、没収された財産の返還を実現するよう勧告すべしとの主張を行った。これは、北朝鮮による拉致問題を除けば、日本が国連の場において、初めて被害者として登場した瞬間であった。

おわりに

国連人権理事会は、基本的には、人権問題に関する個人の弱者を救済することが本分なのかもしれないが、本件における日本企業二社は、大企業ではあるが、韓国政府と韓国司法を前にしては、明らかに相対的弱者である。いわゆる「徴用工」に関する韓国大法院の判決

個人の救済を本分としているので、日本の大企業が陳情しても、聞く耳を持たないだろうとする意見もあるようであるが、それは、敗北主義というものであり、甚だよろしくない。

人権理事会の前身は、人権委員会で、戦後間もない一九四六年に発足した。大統領の未亡人で、思

とそれに対する文在寅政権の対応によって、日本企業二社は、明らかに人権侵害を受けているわけであり、国連「特別手続き」の枠組みにおける弱者救済のコンセプトに適合すると考える。

したがって、日本企業二社は、韓国政府と韓国司法を加害者、自らを被害者として、韓国側を審査するように、早急に、国連S P資格保有者に対して陳情を行うべきである。国連S P資格保有者は、

豊かな町ではあるが、思想的にはかなり左翼的な町として知られる。ここで抗わなければ、事態は一向に変わらない。特別報告者デービッド・ケイの時のように、いわゆる「徴用工」に関する国連S P資格保有者がやつてきて、左翼勢力によって、日本はやられっぱなしの状態になる。日本政府も企業二社もそれで良いのであろうか？ それでは、わが国の国益に著しく反すると言わねばならない。

やました・えいじ 昭和二十二年生まれ。慶應義塾大学卒業。経済学博士。現在、国際歴史論戰研究所(iRICH)所長。

米国人宣教師が必要とした「南京事件」

ジャーナリスト
池田 悠



「検証！『南京事件』の発信源

米国人宣教師たちの中中国軍びいき」という標題の拙稿（「正論」

平成三十年十二月号掲載）で筆者は、南京事件の発信源は南京に残

留した米国人宣教師団に集約され、そして彼ら米国人宣教師団はそもそも市民保護のためでなく、中国軍を支援するために南京に残留したことを論証した。

特に市民保護のための中立・非

軍事の南京安全区設立の発案者であるミルズ宣教師の次の発言は決定的に重要だ。それを見てみよう。

「すべての教育を受けた人々を欧米に行かせる代わりに、宣教師の一団が降りて中国軍を手助けし安心を与えるよう試み、混乱と略奪の中、小集団であつてもそれが中國にとつていかなる意味をもつかを彼らに知らしめた方がずっと良い」（一九三七年十一月十八日

『ヴォートリン宣教師日記』）これが紛れもなく、はじめから中立性を欠いていたことを示す明らかな証拠であり、米国人宣教師団の中国軍支援の延長に南京事件の創作があつたことを論じた。

さて本稿では、前回論じきれないかった、何故、中国軍を米国人宣教師団は支援したのか、という根本的なところを明らかにしたい。

彼ら米国人宣教師団は南京で完結

操舵室から	340
折節の記	335
メディア裏通信簿	326
編集者へ・編集者から	322
読者の時間 潮匡人／桑原聰のこの本を見よ	318
読者のプロムナード	314

シリーズ対談

日本が好き! 妻以外のファンは いらっしゃない!	310
シネマ異聞 そこまで言う?!	302
アメリカの深層	300
SE-I-RON時評	296
君は日本を誇れるか	292
由美ママの「言よろしいですか」	288
政界なんだかなあ	286
阿比留瑠比	284
八木秀次	284
福井県立大学教授 島田洋一	300
俳優 勝野 洋 ジャーナリスト 井上和彦	302
評論家 江崎道朗	296
作家 竹田恒泰	292
銀座クラブ由美[オーナー] 伊藤由美	286
講師 原信也	284
高橋洋子	284

表紙／後藤純男「春映奈良」1998年

明治のリーダーは私たちと何が違うのか

明治の日本人 渡辺利夫

最新刊

明治の人 台湾を築いた

明治の日本人 なぜ日本人は台湾に生まれれるのか

磯永吉、八田與一、児玉源太郎、後藤新平...
国家のため台湾住民のため
己の仕事を貫いたサムライたち!

◎産経新聞出版 ◆ご注文はお近くの書店またはブックサービスtel.0120(29)9625へ

本体1700円+税

好評連載!

皇室歳時記	8
「後藤純男」の世界	20
阿蒙列車	19
不肖・宮嶋の現場	14
大竹直樹	14
田久保忠衛	12
田久保忠衛	23
激流世界を読む	20

グラビア

写真／産経新聞写真報道局 186

西原理恵子 めるま湯正論	188
文人論客 森茉莉「下北沢 邪宗門」	186
壺中之天	186
取材・構成／将口泰浩	186
西原理恵子 めるま湯正論	188
文人論客 森茉莉「下北沢 邪宗門」	186
壺中之天	186
取材・構成／将口泰浩	186

**業田良家 そりへ、天安閣** 183

東京大学名譽教授 平川祐弘 270

昭和の大戦とあの東京裁判	8
「同時代を生きた比較史家が振り返る—第4回 刷り込まれたタブー」	8
「天皇に戦争責任はない」 第6回 恐るべき侵略者の情報収集能力	224

東京裁判日記 オランダ判事 レーリングクが見た戦後 最終回「天皇に戦争責任はない」	175
韓国大法院判決に日韓弁護士が批判声明	224
202X年日本默示録OKI(隠岐)を奪還せよ	224

特集

歴史戦 p.238~

韓国の国連「工作」に官民あげて対抗せよ
米国人宣教師が必要とした「南京事件」
韓国人宣教師が必要とした「南京事件」
慰安婦ねつ造記事裁判の元朝日記者完全敗訴 言論の自由守つた判決

歴史が退場を求める「背信的左派言説」(後編) 三井美奈
聖火、来日 文人論客 森茉莉 下北沢 邪宗門 183




弁護士 林 いづみ 253
弁護士 池田 悠 247
大阪市立大学名誉教授 山下英次 239